
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**

項目 **第 188 回金融商品専門委員会で聞かれた意見**

本資料の目的

1. 本資料は、第 188 回金融商品専門委員会（2022 年 9 月 20 日開催）で検討をお願いした、ステップ 2 の総括及びステップ 2 の総括 — 実効金利法による償却原価測定に関する定めについて聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（ステップ 2 の総括に関する意見）

2. 事務局案に賛成する。ステップ 2 の総括として、これまでの審議で聞かれた主な意見を踏まえた今後の対応案がまとめられており、内容に異論はない。
3. 定量モデル等によって取り込みできていないと考えられるリスク要因を経営者の定性的な判断により織り込むこと（マネジメント・オーバーレイ）については、将来予測情報の議論の中で検討するとの理解でよいか確認したい。

（ステップ 2 の総括 — 実効金利法による償却原価測定に関する定めに関する意見）

4. 事務局案に賛成する。実務上はローン・コミットメントやアレンジメントに係るフィーの処理に IFRS 第 9 号「金融商品」の償却原価法を厳密に適用することに難しさもあるため、償却原価法を適用する対象を整理することは今後の議論にとって有用と考える。
5. 償却原価法を採用するということが意味していることを明確にする必要がある。対象を減損に関連する部分についての議論に限定するか、もしくは分類及び測定全体の議論に広げるか、その線引きは慎重に検討する必要がある。
6. 信用減損資産に係る利息収益の認識について議論する際の前提として、購入又は組成した信用減損金融資産（以下「POCI」という。）を対象に含めるか明確にすべきと考える。
7. 償却原価法に関しては、信用度の高い貸付先に対する貸付金に関しては実効金利と約定利子率でほとんど差はないと認識しており、信用度の高い貸付先については分けて考える必要があるのではないかと考える。また、約定利子率を用いるというオプションの対象を POCI に広げることが検討のポイントになると考える。

8. 信用減損資産に係る利息収益の認識は、日本の金融機関の実務を踏まえて議論する必要がある。利払いが無い貸付先について未収利息不計上の取扱いの選択を認めるかどうか、また、貸付金の総額から貸倒引当金を控除した金額を基に利息収益を計算する際に必要となるシステム対応など、採用する償却原価法の内容により実務の負担感が大きく変わるうえ、日本の法制度も考慮する必要があり、慎重な検討が必要と考える。
9. 実効金利法による償却原価法と減損を同時に導入するのは、システム対応も含め負担感が大きく準備期間も相応に必要となると考えられる。今回のプロジェクトは、金融資産の減損に関して早期に国際的な整合性を図るべきというコンセンサスから始まっていると理解しており、減損と償却原価を同時に進めた場合に減損の導入が遅れる可能性を考える必要があるのではないか。スケジュール感を踏まえた議論が必要である。
10. 金融手数料を貸付金の構成要素の一つとみなして貸付元本から控除する形で処理するか、又は現行通り貸付元本とは独立させて処理するか検討することが、償却原価法の採用や利率の選択について横串を通して検討することに繋がると考える。償却原価法の採用と各論点間の検討は、金利と不可分の手数料を含む貸付が貸付全体に占める割合の重要度を踏まえつつ進めていくことが現実的と考える。

以 上